

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標 I－10－2

生活習慣病対策等により
中長期的な医療費の適正化を図ること

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標 I-10-2）

基本目標 I：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標10：全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

施策目標2：生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること

現状（背景）

- 高齢者医療確保法では、医療保険制度等の持続可能な運営を確保するため、保険者・医療関係者等の協力を得て、住民の健康増進や医療費の適正化を進めるべく、6年を1期として、国において「医療費適正化基本方針」を定めるとともに、都道府県において「医療費適正化計画」を定め、目標の達成に向けて取組を進めることとしている。（※1）

（※1）医療費の増加は、高齢化や技術の高度化、一時的な感染症の蔓延など様々な要素があることから、都道府県の現場で医療費適正化の枠組みを機能させるためには、目標の設定と取組による効果の因果関係について、科学的なエビデンスを含めた合理的な説明が可能なるものであって、住民や保険者・医療関係者等の協力を得て、目標の実現に向けた取組の実施と評価が可能なるものを位置づける必要がある。
このため、高齢者医療確保法では、①住民の健康の保持の推進に関する事項（特定健康診査・保健指導の推進など）と、②医療の効率的な提供の推進に関する事項（後発医薬品の推進や重複投薬の適正化など）等を、医療費適正化計画における取組の目標に定めることとしている。

- 医療費の急増を抑えていくためには、生活習慣病の予防対策が重要であることから、2008年度から、特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導（※2）の実施を保険者に義務付け。

（※2）特定健診・特定保健指導は、運動・食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満、脂質異常、血糖高値、血圧高値から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、保険者が共通に取り組む保健事業。保険者が健診結果により、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクに応じて対象者を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげるよう、専門職が個別に介入する。

特定健診の受診者は約3,123万人、実施率は全保険者平均で59.9%（2023年度時点）であり、目標（70%）には及ばないものの、保険者、医療機関、健診実施機関、専門職等の取組によって着実に実施され、実施率は向上。

他方、特定保健指導の全保険者平均の実施率は27.6%（2023年度時点）であり、目標（45%）を上回る優良な保険者も一部あるが保険者間の差が大きい。

- 特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の人数も増加傾向だが、2023年度のメタボリックシンドロームの減少率（対2008年度比）は、17.2%であり、2022年度と比較して1.1ポイント向上。

課 題

- 特定健診の実施率は向上している一方、特定保健指導の実施率は目標との乖離が大きく、また、保険者間の差が大きく、特定保健指導の趣旨への理解は十分とは言えない。また、特定健診・特定保健指導ともに被扶養者への実施が行き届かない課題もあり、制度への一層の理解が必要。

達成目標

特定健診・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する。
また、目標に乖離のある特定保健指導については、好事例の共有等を通じて、理解の徹底を図る。

【測定指標】太字・下線が主要な指標

1 特定健診実施率（アウトプット） 2 特定保健指導実施率（アウトプット） 3 メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率（アウトカム）

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標Ⅰ-10-2）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1：特定健診・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する。また、目標に乖離のある特定保健指導については、好事例の共有等を通じて、理解の徹底を図る。】

指標1: (○) 指標2: (○) 指標3: (○)

※指標1～3については、令和5年度までの推移を踏まえた評価

【目標達成度合いの測定結果】

②(目標達成)

【総合判定】

A【目標達成】

(判定理由)

- ・全ての測定指標の達成状況が「(○)」となった。
- ・以上より、上記のとおり判定した。

施策の分析

《有効性の評価》

- ・指標1については、保険者が実施する特定健診に要する費用を補助し、保険者の好事例の横展開といった要因により、着実に実績値を伸ばしており、目標である前年度以上の数値が見込まれることから保険者全体での特定健診の着実な実施に向け取組が有効に機能していると評価できる。
- ・指標2については、保険者が実施する特定保健指導に要する費用を補助し、保険者の好事例の横展開といった要因により、着実に実績値を伸ばしており、目標である前年度以上の数値が見込まれることから保険者全体での特定保健指導の着実な実施に向け取組が有効に機能していると評価できる。

《効率性の評価》

- ・指標1・2については、予算の範囲内での執行でありながら順調に実績が増加していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。



《現状分析》

- ・指標1については、全保険者においては、目標達成の見込みであり、着実に取組が進んでいると考えられる。保険者ごとでは、目標の70%を超えている保険者がいる一方で40%に満たない保険者もあり、保険者間の差が大きく、また、扶養者への実施が行き届かない課題もあり、制度への一層の理解が必要である。
- ・指標2については、全保険者においては、目標達成の見込みであり、着実に取組が進んでいると考えられる。他方で、目標値までの乖離が特定健診と比べて大きい。保険者ごとでは、35%を超えている保険者がいる一方で15%に満たない保険者もあり、保険者間の差が大きく、また、扶養者への実施が行き届かない課題もあり、制度への一層の理解が必要である。

次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

- ・**指標1**については、令和11年度において70%以上という目標に向け、保険者間の差を縮小し、被扶養者への実施をすすめるため、特定健診の着実な実施につながるよう引き続き着実に取組を進めていく。
- ・**指標2**については、令和11年度において45%以上という目標に向け、保険者間の差を縮小し、被扶養者への実施をすすめるため特定保健指導の着実な実施につながるよう引き続き着実に取組を進めていく。
- ・**指標3**については、令和11年度において平成20年度と比べ25%以上の減少という目標に向け、特定健診・特定保健指導の着実な実施を通じて、引き続き着実に取組を進めていく。

医療費適正化計画（概要）について

国民の適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国・都道府県は、医療費適正化計画を定めている。

- ▶ 根拠法 : 高齢者の医療の確保に関する法律
- ▶ 作成主体 : 国、都道府県
- ▶ 計画期間 : 6年 ※第1期・第2期は5年
(第1期: 2008-2012年度、第2期: 2013-2017年度、第3期: 2018-2023年度、第4期: 2024-2029年度)
- ▶ 主な記載事項: ①医療費の見込み
②住民の健康の保持の推進に関する目標・取組
③医療の効率的な提供の推進に関する目標・取組
④医療計画を踏まえ見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果

【第4期医療費適正化計画の目標・取組】

取組	
住民の健康の保持の推進	特定健診・特定保健指導の実施率 メタボの該当者・予備群 たばこ対策、予防接種、重症化予防、高齢者の疾病・介護予防など
医療の効率的な提供の推進	後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進 医薬品の適正使用 医療資源の効果的・効率的な活用 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供

特定健診・特定保健指導の概要

- ▶ 根拠法 : 高齢者の医療の確保に関する法律
- ▶ 実施主体 : 医療保険者
- ▶ 対象 : 40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者
- ▶ 内容(健診) : 高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査を実施。
- ▶ 内容(保健指導) : 健診の結果、健康の保持に努める必要がある者に対して特定保健指導を実施。
- ▶ 実施計画 : 医療保険者は6年ごとに特定健診等実施計画を策定
- ▶ 計画期間 : 第1期(2008年度～2012年度)、第2期(2013年度～2017年度)
第3期(2018年度～2023年度)、第4期(2024年度～2029年度)
- ▶ 検査項目 : 質問票(服薬歴、喫煙歴等)、身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
理学的検査(身体診察)、血圧測定、血液検査、検尿(尿糖、尿蛋白)

※ 血液検査の項目

- ・ 脂質検査(空腹時中性脂肪、やむを得ない場合は随時中性脂肪
HDLコレステロール、LDLコレステロール)
- ・ 血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c、やむを得ない場合は随時血糖)
- ・ 肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP))

※ 上記項目の他、一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に、心電図検査等の詳細な検査を実施。

令和8年度当初予算額 174.6億円（189.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進するもの。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

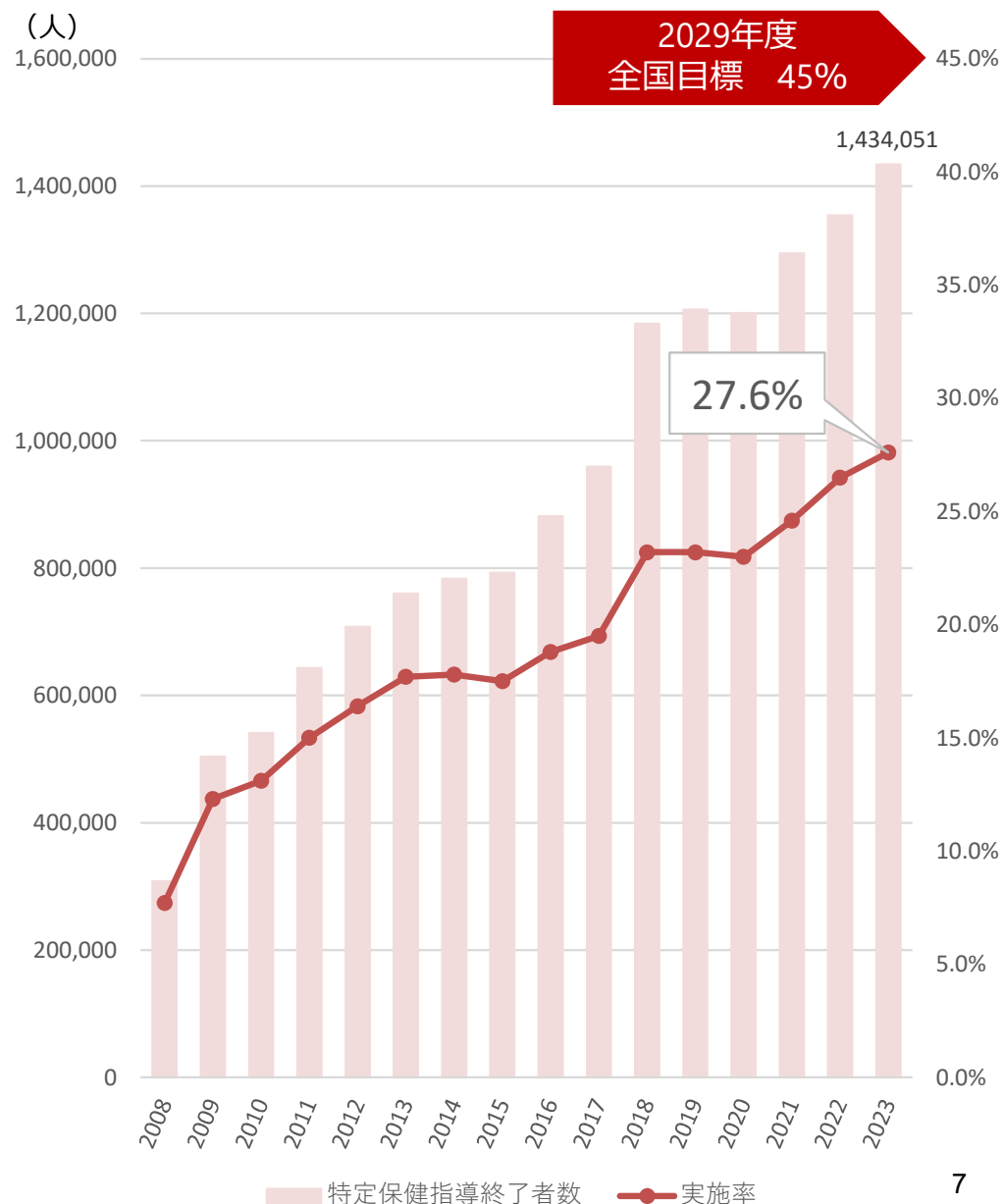
	令和8年度概算決定額 (令和7年度予算)	負担割合
国民健康保険 特定健康診査・保健指導負担金	132.0億円 (132.0億円)	国:1/3、都道府県:1/3、保険者:1/3
国民健康保険組合 特定健康診査・保健指導補助金	5.9億円 (5.9億円)	定額 (市町村国保と同様に1/3を予定)
健康保険組合 特定健康診査・保健指導補助金	29.5億円 (29.5億円)	
全国健康保険協会 特定健康診査・保健指導補助金	7.2億円 (21.6億円)	
合計	174.6億円 (189.0億円)	-

特定健診・特定保健指導の実施率の推移

【特定健診受診者数・特定健診実施率】

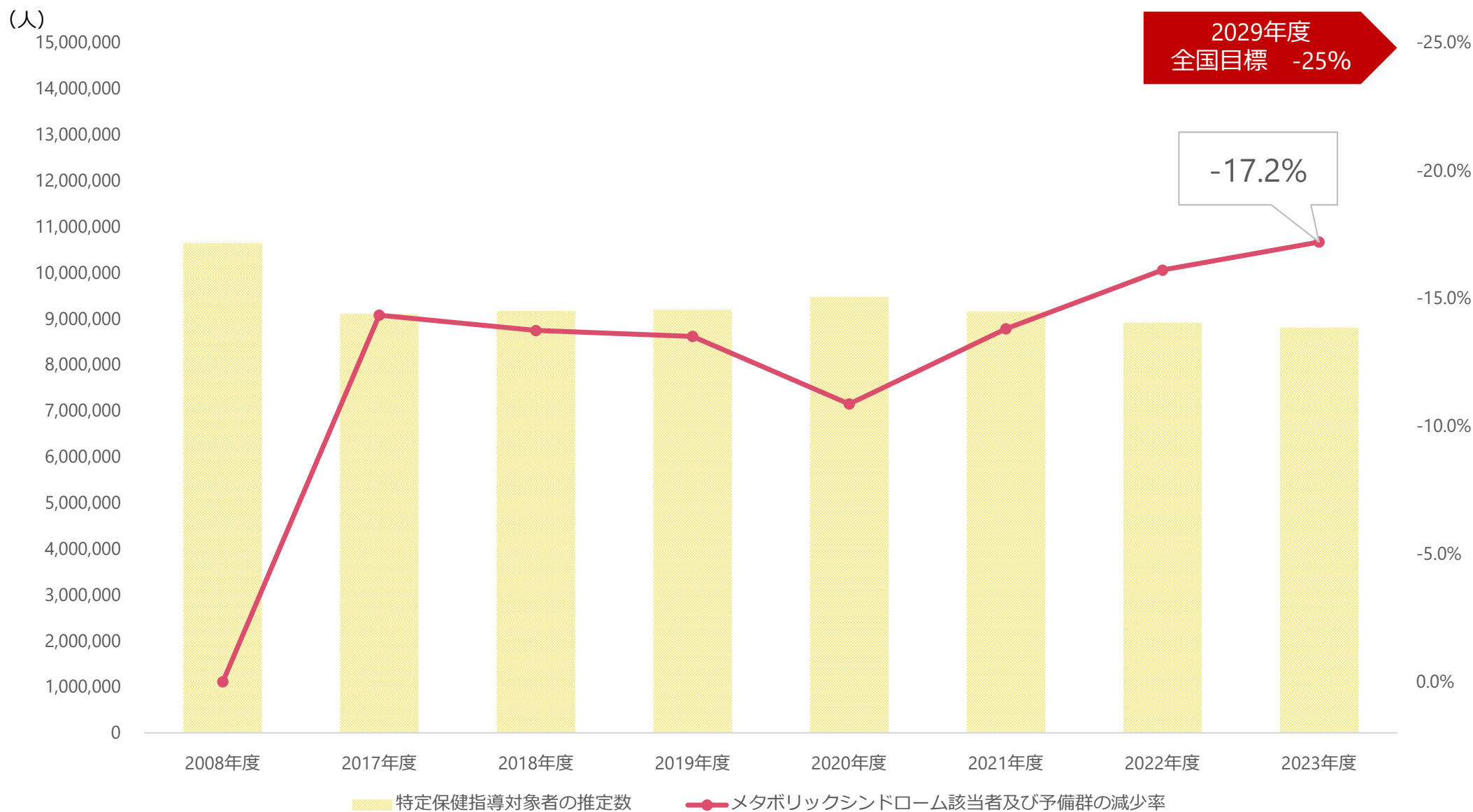


【特定保健指導終了者数・特定保健指導実施率】



特定健診受診者数・受診率の推移

【メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率】



（参考）メタボの該当者及び予備軍の減少率（2008年度比）

	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
2023年度	17.2%
2022年度	16.1%
2021年度	13.8%
2020年度	10.9%
2019年度	13.5%
2018年度	13.7%
2017年度	14.3%
2016年度	15.4%
2008年度	-

※メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率は次の式により算出

$$\text{計算式} = \frac{2008\text{年度特定保健指導対象者推定数}^* - 2023\text{年度特定保健指導対象者推定数}^*}{2008\text{年度特定保健指導対象者推定数}^*}$$

* 特定健康診査の実施率の変化による影響及び年齢構成の変化による影響を排除するため、性別・年齢階層別（5歳階級）に各年度の特定健診受診者に占める特定保健指導対象者の出現割合を算出し、2008年3月31日時点の住民基本台帳人口に乗じて算出した推定数

保険者種類別の実施状況（2023年度）

（１）特定健診の保険者種類別の実施率

※上段（ ）内は、2023年度保険者数
下段（ ）内は、2023年度特定健診対象者数

	総数 (3,358保険者) (5,210万人)	市町村国保 (1,738保険者) (1,595万人)	国保組合 (159保険者) (134万人)	全国健康保険協会 (1保険者) (1,815万人)	船員保険 (1保険者) (4.2万人)	健保組合 (1,374保険者) (1,236万人)	共済組合 (85保険者) (426万人)
2023年度	59.9%	38.2%	51.9%	58.7%	52.8%	82.9%	82.6%
2022年度	58.1%	37.5%	51.0%	57.1%	52.2%	82.0%	81.4%
2021年度	56.5%	36.4%	49.0%	55.9%	52.0%	80.5%	80.8%
2020年度	53.4%	33.7%	45.7%	52.3%	51.3%	77.9%	79.2%
2019年度	55.6%	38.0%	49.8%	53.7%	52.9%	79.0%	79.5%
2018年度	54.7%	37.9%	49.4%	52.2%	49.9%	78.2%	79.2%
2008年度	38.9%	30.9%	31.8%	30.1%	22.8%	59.5%	59.9%

（２）特定保健指導の保険者種類別の実施率

※（ ）内は、2023年度特定保健指導対象者数

	総数 (519万人)	市町村国保 (67万人)	国保組合 (13万人)	全国健康保険協会 (201万人)	船員保険 (0.6万人)	健保組合 (182万人)	共済組合 (56万人)
2023年度	27.6%	29.1%	13.1%	19.0%	15.0%	35.4%	35.1%
2022年度	26.5%	28.8%	13.5%	17.5%	14.3%	34.0%	34.5%
2021年度	24.6%	27.9%	13.2%	16.5%	13.4%	31.1%	31.4%
2020年度	23.0%	27.9%	11.6%	16.0%	11.7%	27.0%	30.8%
2019年度	23.2%	29.3%	10.1%	15.6%	10.3%	27.4%	30.7%
2018年度	23.2%	28.8%	10.1%	16.8%	8.4%	25.9%	30.8%
2008年度	7.7%	14.1%	2.4%	3.1%	6.6%	6.8%	4.2%